

## 「自然公園法施行規則の一部を改正する省令」の概要

令和4年3月  
環境省自然環境局

### 1. 趣旨

自然公園法の一部を改正する法律（令和3年法律第29号。以下「改正法」という。）による改正後の自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）では、国立公園及び国定公園（以下「国立公園等」という。）を保護しつつ地域の主体的な取組による利用の増進を図るため、質の高い自然体験活動の促進又は利用拠点の質の向上のための協議会の設置及び計画の認定に係る制度の創設等の措置を講じている。また、自然公園法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第258号。以下「改正令」という。）による改正後の自然公園法施行令（昭和32年政令第298号。以下「令」という。）では、特別地域及び特別保護地区における許可を要する行為として、環境大臣が指定する道路（主として歩行者の通行の用に供するものであって、舗装がされていないものに限る。）において車馬を使用する行為を追加したところである。

改正法及び改正令の施行に向け、自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号。以下「施行規則」という。）において、所要の規定を整備する。そのほか、自然公園制度を取り巻く状況の変化等を踏まえ、施行規則において、所要の改正を行うもの。

### 2. 概要

#### （1）協議会による公園計画の変更の提案の添付書類に係る規定の整備

- ① 法第8条の2第1項又は第3項の公園計画の変更等の提案に係る環境省令で定める書類は、協議会を組織した市町村又は都道府県（国定公園にあっては市町村）、提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称、提案の理由を記載した書面と定めることとする。
- ② 環境大臣又は都道府県知事は、提案を踏まえた公園計画の変更又は公園計画の変更に係る申出に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る国立公園若しくは国定公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができることとする。

#### （2）協議会による公園事業の決定等の提案の添付書類に係る規定の整備

- ① 法第9条の2第1項又は第3項の公園事業の決定等の提案に係る環境省令で定める書類を、協議会を組織した市町村又は都道府県（国定公園にあっては市町村）、提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称、提案の理

由を記載とした書面等と定めることとする。

- ② 環境大臣又は都道府県知事は、公園事業の決定等をするかどうかの判断に関し必要と認めるときは、当該提案を行う協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る当該公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができることとする。

### **(3) 公園事業の執行の協議又は認可の申請に係る添付書類の変更等**

- ① 公共団体が執行する公園施設に関する公園事業について、工事の施行を要する場合の、積算の基礎を明らかとした工事費概算書の添付を要しないこととする。
- ② 添付を必須とする平面図その他の図面の縮尺について、「2万5千分の1以上」を「2万5千分の1程度」等、一定の縮尺程度の図面でも可能とすることとする。
- ③ 構造図及び給排水計画図については、必須の添付書類としないこととするとともに、これらの図面その他の必要な書類を個別に求めることができることとする。

※国定公園においても同様とする。

### **(4) 変更の協議又は認可を要しない公園事業の軽微変更事項の追加**

法第10条第6項ただし書に規定する環境省令で定める軽微な変更、「管理又は経営の方法の変更」及び「公園施設の構造の変更」を追加する(ただし、管理又は経営の変更にあつては令第1条第3号に掲げる宿舎に関する事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保するものを除き、公園施設の構造の変更にあつては公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。)

※国定公園においても同様とする。

### **(5) 公園事業を譲渡する場合の地位の承継に係る承認の申請に係る規定の整備**

- ① 法第12条第1項により公園事業を譲渡する場合の地位の承継に係る承認の申請を受けようとする者は、以下に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出するものとする。
- 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 公園施設の種類
  - 公園施設の管理又は経営の方法
  - 国立公園事業を譲渡しようとする年月日

- 国立公園事業を譲渡しようとする理由

②当該申請書には、以下に掲げる書類を添付するものとする。

- 譲受人が個人の場合にあっては、譲受人の住民票の写し
  - 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
  - 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5千分の1程度の地形図
  - 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1程度の概況図及び天然色写真
  - 国立公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
  - 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類
  - 令第1条第3号に掲げる宿舎に関する国立公園事業であって、譲受人が譲り受けた後に特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による国立公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類
  - 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類
- ※ 国定公園においても同様とする。

## (6) 利用拠点の質の向上のための協議会の設置及び計画の認定に係る規定の整備

①国立公園における協議会の公表

法第16条の2第4項の規定による公表は、協議会の名称及び構成員の氏名又は名称及び協議の対象となる利用拠点区域について行うものとする。

また、公表はインターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

②国立公園における利用拠点整備改善計画の認定の申請

法第16条の3第1項の規定による認定の申請（以下（6）において「認定の申請」という。）をしようとする者が環境大臣に提出しなければならない申請書の様式を定めるとともに、必要な添付書類について定めることとする。

また、環境大臣は認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が法第16条の3第4項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができることとする。

なお、認定の申請は、書面を提出する方法又は電子情報処理組織を使用する方法をもって行うものとする。

### ③国立公園における利用拠点整備改善計画の記載事項

利用拠点整備改善事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

また、法第 16 条の 3 第 2 項第 8 号に規定する環境省令で定める事項は、以下に掲げるものとする。

- 利用拠点整備改善計画の名称
- 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- 利用拠点整備改善計画に係る事務の実施体制
- 法第 20 条第 3 項、第 21 条第 3 項又は第 22 条第 3 項の許可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該許可を要する行為に係る第 10 条第 1 項第 2 号、第 4 号及び第 6 号に掲げる事項
- 法第 33 条第 1 項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- その他参考となるべき事項

### ④国立公園における認定を受けた利用拠点整備改善計画の公表

法第 16 条の 3 第 6 項（法第 16 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

### ⑤国立公園における利用拠点整備改善計画の軽微な変更

法第 16 条の 4 第 1 項ただし書に規定する環境省令で定める軽微な変更は、以下に掲げるものとする。

- 利用拠点整備改善事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
- 利用拠点整備改善事業の実施時期の変更
- 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更
- 第 3 条各号に掲げる変更
- 計画期間の変更
- 前各号に掲げるもののほか、変更後の利用拠点整備改善計画が法第 16 条の 3 第 4 項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

※①～⑤の事項について、国定公園についても同様に定めることとする。

(7) 特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内の行為の許可基準の変更等

- ①特別地域、特別保護地区及び海域公園地区（以下「特別地域等」という。）内において、「支障木の伐採が僅少であること」が許可基準として既に設けられている工作物の新築、改築又は増築（施行規則第 11 条第 10 項から第 12 項までの規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築。）の許可基準として、「申請に係る場所が、法第 20 条第 3 項又は第 21 条第 3 項の許可を受けて木竹の伐採が行われた後、5 年を経過していない場所でないこと（ただし、木竹の伐採が僅少である場合を除く。）」を追加することとする。
- ②特別地域等における工作物の新築、改築又は増築（施行規則第 11 条第 1 項から第 12 項までの規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築に限る。）の許可基準として、照明装置を用いて特別地域等内の森林又は河川その他の自然物について照明を行うものについては以下に掲げる基準に適合することを追加することとする。
- 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
  - 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。
  - 当該照明を行う範囲が必要最小限と認められるものであること。
  - 動光又は点滅を伴うものでないこと。
  - 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。
  - 特別保護地区内の森林又は河川その他の自然物について行うものでないこと。
- ③特別地域等における広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示することの許可基準のうち、光源を用いる広告物等の許可基準として、以下に掲げるものを追加することとする。
- 照明の範囲が必要最小限であると認められるものであること。
  - 期間及び時間が必要最小限であると認められること。
- ④令第 3 条及び第 4 条に基づき新たに許可を要することとなった特別地域及び特別保護地区内において環境大臣が指定する道路（主として歩行者の通行の用に供するものであって、舗装がされていないものに限る。）において車馬を使用する行為の許可基準は、以下に掲げるもののいずれかとする
- (i) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であって、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

- イ 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。
  - ロ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (ii) 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。

⑤特別保護地区内において木竹を損傷すること等の許可基準を学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災若しくは景観の維持その他森林若しくは野生動植物の保護管理のために行われるもの又は測量のために行われるものであって、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであることを追加することとする。

※併せて、現行の施行規則第11条第30項第1号の基準は削除することにより、規定の整理を行う。

#### (8) 特別地域内における許可又は届出を要しない行為の追加等

①特別地域内における許可又は届出を要しない行為として、以下に掲げるものを追加又は変更することとする。

##### 【追加】

1. 既存の電線、電話線若しくは通信ケーブル（以下「電線等」という。）に付帯する工作物を新築、改築又は増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）
2. 環境大臣が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設（当該施設の色彩及び形態が、国立公園又は国定公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、環境大臣が指定する色彩及び形態であるものに限る。）を設置すること。
3. 国立公園にあっては環境省、国定公園にあっては都道府県が、公園の保護とその適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が3平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。
4. 生業の維持のため、必要な範囲内で竹（高さが50センチメートル以内のものに限る。）を伐採すること。
5. 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹（高さが3メートル以内のものに限る。）を伐採すること。
6. 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。（施行規則第12条第15号の規定から、電線路の維持に係る規定は削除することとする。）
7. 道路（主として歩行者の通行の用に供するものを除く。）、鉄道又は軌道

- の交通の障害となる木竹を伐採すること。
8. 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること
  9. 法第20条第3項第11号の環境大臣が指定する植物（以下「採取等規制植物」という。）の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること
  10. 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
  11. 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
  12. 農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。
  13. 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。
  14. 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること
  15. 国、地方公共団体又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物（以下「特定外来生物」という。）の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体を実施するものであって、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては都道府県知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である植物（木竹を除く。）を採取し、又は損傷すること。
  16. 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体を実施するものであって、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては都道府県知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
  17. 公園管理団体が行う法第50条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務のために必要な行為であって、あらかじめ、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が14日前までに国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては都道府県知事に提出されたもの
  18. 国立公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る行為として、法第20条第3項各号に掲げるものを行うこと。
  19. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等（以下「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために必要な行為として、法第20条第3項各号に掲げるものを行うこと。

20. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除の実施のために必要な行為として、法第20条第3項各号に掲げるものを行うこと。
  21. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条の2第1項から第5項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、法第20条第3項各号に掲げるものを行うこと。
  22. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定により、国立公園にあっては環境大臣の許可、国定公園にあっては都道府県知事の許可に係る行為として、法第20条第3項各号に掲げるものを行うこと。
  23. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、法第20条第3項各号に掲げるものを行うこと。
- ※その他、現行の施行規則第12条において既に規定されているものであって、上記に掲げる新規規定と重複するものについては、削除する等の規定の整理を行うこととする。

【変更】※変更箇所は下線部

1. 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上の距離にあって、かつ、その水平投影面積が千平方メートル以下である炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築にあっては、改築又は増築後において、その水平投影面積が千平方メートル以下であるものに限る。）。
2. 野生鳥獣の保護増殖のための巣箱、給じ台、給水台等を設置すること。
3. 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第4号に規定する無線設備を改築し、又は増築（新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限り、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が2メートル以下であるものに限る。）すること。
4. 既存の電線等を改築すること又は既存の電線等に沿って電線等を新築若しくは増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。
5. 変圧器その他の電柱に付帯する設備を改築又は増築すること（当該電柱の高さを超えないものに限る。）。
6. 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブル並びに引込みに要する設備を設置すること。
7. 野生鳥獣による人、家畜、農作物、森林又は生態系に対する被害を防ぐた



めにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが3メートルを超えない施設であって、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。

8. 特定外来生物の防除を行う又は保安の目的で、カメラを設置すること。
9. 自家用のために木竹（採取等規制植物であるものを除く。）を択伐（塊状択伐を除く。）すること。
10. 「自家用のために木竹を損傷すること」及び「生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。」のうち、木竹から採取等規制植物は除外することとする。
11. 森林又は野生動植物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。
12. 宅地内において採取等規制植物を採取し、又は損傷すること。
13. 「魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。」については削除することとする。

②特別保護地区内における許可又は届出を要しない行為として、以下に掲げるものを追加又は変更することとする

**【追加】**

1. 測量法（昭和24年法律第188号）第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法（昭和25年法律第102号）第5条第1項に規定する水路測量標を設置すること。
2. 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体を実施するものであって、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては都道府県知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である植物（木竹を除く。）を採取し、又は損傷すること。
3. 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体を実施するものであって、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては都道府県知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
4. 公園管理団体が行う法第50条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務のために必要な行為であって、あらかじめ、その行為の内容及び実施期間を記載した書面を14日前までに国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては都道府県知事に提出されたもの。

5. 危険な木竹を伐採すること。
  6. 危険な木竹を損傷すること。
  7. 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務、犯罪の予防若しくは捜査その他の公共の秩序を維持するための業務又は交通の安全を確保するための業務を行うために車馬を使用すること。
  8. 国立公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る行為として、法第21条第3項各号に掲げるものを行うこと。
  9. 認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、法第21条第3項各号に掲げるものを行うこと。
  10. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除の実施のために必要な行為として、法第21条第3項各号に掲げるものを行うこと。
  11. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項から第5項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、法第21条第3項各号に掲げるものを行うこと。
  12. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定により、国立公園にあっては環境大臣の許可、国定公園にあっては都道府県知事の許可に係る行為として、法第21条第3項各号に掲げるものを行うこと。
  13. 国立公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第5項の規定により環境省が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により環境省から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、法第21条第3項各号に掲げるものを行うこと。
  14. 国定公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定により都道府県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により都道府県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業若しくは同条第5項の規定により国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により国の機関から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、法第21条第3項各号に掲げるものを行うこと。
- ※その他、現行の施行規則第13条において既に規定されているものであって、上記に掲げる新規規定と重複するものについては、削除する等の規定の整理を行うこととする。

**【変更】**

現行で許可又は届出を要さないこととしている「魚介類を捕獲し、又は殺傷すること」の魚介類について、法第20条第3項第13号の環境大臣が指定するものを除くこととする。

③海域公園地区内における許可又は届出を要しない行為として、公園管理団体が行う法第50条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務のために必要な行為であって、あらかじめ、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が14日前までに国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては都道府県知事に提出されたものを追加することとする

④利用調整地区内における認定等を要しない行為として、以下に掲げるものを追加又は変更することとする

#### 【追加】

(特別地域内で行われるもので次に掲げるもの)

1. 国立公園にあつては環境省、国定公園にあつては都道府県が、公園の保護とその適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物(高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が3平方メートル以下であるものに限る。)を新築し、改築し、又は増築すること。
2. 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し(国又は地方公共団体を実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面を、国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては都道府県知事に提出されたものに限る。)に参加した者が、特定外来生物である木竹以外の植物を採取し、又は損傷すること。
3. 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し(国又は地方公共団体を実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面を、国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては都道府県知事に提出されたものに限る。)に参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
4. 公園管理団体が行う法第50条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務のために必要な行為であつて、あらかじめ、その行為の内容及び実施期間を記載した書面を14日前までに国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては都道府県知事に提出されたもの
5. 国立公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る行為として、法第20条

第3項各号に掲げるものを行うこと。

6. 認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、法第20条第3項各号に掲げるものを行うこと。
7. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除の実施のために必要な行為として、法第20条第3項各号に掲げるものを行うこと。
8. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項から第5項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、法第20条第3項各号に掲げるものを行うこと。
9. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定により、国立公園にあっては環境大臣の許可、国定公園にあっては都道府県知事の許可に係る行為として、法第20条第3項各号に掲げるものを行うこと。
10. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、法第20条第3項各号に掲げるものを行うこと。

(特別保護地区内で行われる行為で次に掲げるもの。

1. 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであって、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては都道府県知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である植物(木竹を除く。)を採取し、又は損傷すること。
2. 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであって、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては都道府県知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
3. 公園管理団体が行う法第50条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務のために必要な行為であって、あらかじめ、その行為の内容及び実施期間を記載した書面を14日前までに国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては都道府県知事に提出されたもの
4. 国立公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る行為として、法第21条第3項各号に掲げるものを行うこと。
5. 認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、法第21条第3項各

- 号に掲げるものを行うこと。
6. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除の実施のために必要な行為として、法第21条第3項各号に掲げるものを行うこと。
  7. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項から第5項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、法第21条第3項各号に掲げるものを行うこと。
  8. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定により、国立公園にあっては環境大臣の許可、国定公園にあっては都道府県知事の許可に係る行為として、法第21条第3項各号に掲げるものを行うこと。
  9. 国立公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第5項の規定により環境省が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により環境省から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、法第21条第3項各号に掲げるものを行うこと。
  10. 国定公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定により都道府県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により都道府県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業若しくは同条第5項の規定により国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により国の機関から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、法第21条第3項各号に掲げるものを行うこと。

【変更】

- ・第13条の5第1号に掲げるもののうち、第12条において変更又は削除することとしたものについて、同様に変更又は削除することとする。
- ・第13条の5第2号に掲げるもののうち、第13条において削除することとしたものについて、同様に変更又は削除することとする。
- ・第13条の5第24号について「環境省、都道府県若しくは公園管理団体の職員 又は環境省若しくは都道府県から委託を受けた者が利用調整地区の巡視又は調査を行うこと。」と修正する（変更内容は下線部）。

- ⑤普通地域内における届出を要しない行為として、以下に掲げるものを追加又は変更することとする

【追加】

1. 既存の建築物の屋根に、屋根の規模を超えない範囲で太陽光発電施設を設置すること（当該太陽光発電施設の色相が環境大臣が指定する基準に適合するものに限る。）。
2. 国立公園にあっては環境省、国定公園にあっては都道府県が、公園の保護とその適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が3平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。
3. 公園管理団体が行う法第50条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務のために必要な行為であって、あらかじめ、その行為の内容及び実施期間を記載した書面を14日前までに国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては都道府県知事に提出されたもの
4. 国立公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る行為として、法第20条第3項各号に掲げるものを行うこと。
5. 認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、法第20条第3項各号に掲げるものを行うこと。
6. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除の実施のために必要な行為として、法第20条第3項各号に掲げるものを行うこと。
7. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項から第5項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、法第20条第3項各号に掲げるものを行うこと。
8. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定により、国立公園にあっては環境大臣の許可、国定公園にあっては都道府県知事の許可に係る行為として、法第20条第3項各号に掲げるものを行うこと。
9. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、法第20条第3項各号に掲げるものを行うこと。
10. 地表から1メートル以下の高さで、広告物等（表示面の面積が一平方メートル以下であるものに限る。）を設置すること（同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が5平方メートル以下の場合に限る。）。
11. 第14条第1号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築に付帯する行

為

## 【変更】

(施行規則第 15 条第 1 号の規定の変更)

第 15 条第 1 号に掲げるもののうち、第 12 条において変更又は削除することとしたものについて、同様に変更又は削除することとする。

## (9) 質の高い自然体験活動の促進のための協議会の設置及び計画の認定に係る規定の整備

### ① 質の高い自然体験活動の促進のための協議会の公表

法第 42 条の 2 第 3 項の規定による公表は、協議会の名称及び構成員の氏名又は名称及び協議の対象となる国立公園又は国定公園の区域について行うものとする。

また、公表はインターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

### ② 自然体験活動促進計画の認定の申請

法第 42 条の 4 第 1 項の規定による認定の申請（以下（9）において「認定の申請」という。）をしようとする者が環境大臣に提出しなければならない申請書の様式を定めるとともに、必要な添付書類について定めることとする。

また、環境大臣は認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る自然体験活動促進計画が法第 42 条の 4 第 3 項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができることとする。

なお、認定の申請は、書面を提出する方法又は電子情報処理組織を使用する方法をもって行うものとする。

### ③ 自然体験活動促進計画の記載事項

自然体験活動促進事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

また、法第 42 条の 4 第 2 項第 6 号に規定する環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 自然体験活動促進計画の名称
- 自然体験活動促進計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- 自然体験活動促進計画に係る事務の実施体制
- 法第 20 条第 3 項、第 21 条第 3 項又は第 22 条第 3 項の許可を要する自然

体験活動促進事業にあつては、当該許可を要する行為に係る第 10 条第 1 項第 2 号、第 4 号及び第 6 号に掲げる事項

- 法第 33 条第 1 項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- 計画区域における適正な利用に係る啓発に関する事項
- その他参考となるべき事項

#### ④認定を受けた自然体験活動促進計画の公表

法第 42 条の 4 第 6 項（法第 42 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

#### ⑤自然体験活動促進計画の軽微な変更

法第 42 条の 5 第 1 項ただし書に規定する環境省令で定める軽微な変更は、以下に掲げるものとする。

- 自然体験活動促進事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
- 自然体験活動促進事業の実施時期の変更
- 自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更
- 計画期間の変更
- 前各号に掲げるもののほか、変更後の自然体験活動促進計画が法第 42 条の 4 第 3 項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

#### (10) 公園管理団体となることができる法人に係る規定の整備等

法第 49 条第 1 項に規定する環境省令で定める法人は、会社又は森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）に規定する森林組合とする。

#### ②公園管理団体の指定基準の変更及び追加

公園管理団体の指定の基準の適用については、法第 50 条第 1 項各号及び同条第 2 項各号に掲げる業務であつて、公園管理団体の業務として行うものに限定することとする。

また、指定基準として「会社又は森林組合にあつては、国立公園若しくは国定公園の植生の保全その他の自然の風景地の保護に資する活動又は主として歩行者の通行の用に供する道路その他の施設の補修その他の維持管理に係る実績を有していることとする。」を追加する。



(11) その他

上記に掲げる事項のほか、所要の改正を行うこととする。

3. 施行期日

改正法の施行の日（令和4年4月1日）